

< 一般委託 >

長浜ノ上遺跡 発掘調査支援業務委託 仕様書

長浜ノ上遺跡 発掘調査支援業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「長浜ノ上遺跡 発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約締結の日から令和4年3月11日
3	施行場所	本市の指定する場所
4	業務内容	別紙「長浜ノ上遺跡発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「長浜ノ上遺跡発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	文化財保護法
7	資格要件	(1)「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る調査主体者及び発掘担当者の判断基準」の規定を満たすと判断され、「神奈川県内発掘調査組織一覧(令和3年度版)」に掲載された発掘調査主体者であること。通知書の写しを入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-822-3839)。送信しない場合は入札に参加できない。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払い。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育総務部生涯学習課 磯口・中三川(電話:046-822-8484)

< 指示又は希望事項 >

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

## 長浜ノ上遺跡 発掘調査支援業務委託特記仕様書

### 第1章 総則

第1条 本仕様書は、横須賀市教育委員会（以下、市教委という）が実施する長浜ノ上遺跡（長井4丁目3970番12ほか）発掘調査支援業務委託（以下、支援業務委託という。）における仕様を示すものであり、この業務を行う受託者はこの仕様書に定める事項を確実に履行しなければならない。

第2条 この仕様書では、委託者を「甲」とし、受託者は「乙」と表記する。

### 第2章 発掘調査

第3条 本支援業務委託の内容については、以下のとおりとする。

#### 1 発掘調査業務の内容

- (1) 発掘作業
- (2) 遺構実測業務
- (3) 現場事務所設置業務

#### 2 本支援業務委託期間

契約日より令和4年3月11日まで

#### 3 実施対象範囲 長浜ノ上遺跡（別図参照）

### 第3章 発掘調査の実施及び条件

第4条 本支援業務委託の実施条件は以下のとおりである。乙は業務の実施にあたってこれを遵守すること。

なお、明示した実施条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。また、実施条件が当初の段階で想定できず、調査実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

#### 1 発掘調査に係る人員の仕様

(1) 本支援業務委託については、以下の人員を想定する。

ア 発掘作業支援員（調査担当(副主任)）	日当たり配置数 1人 延人数 35人
イ 調査補助員	日当たり配置数 2人 延人数 70人
ウ 調査作業員	日当たり配置数 10人 延人数 349人

#### 2 本支援業務委託に係る発掘作業支援員の資格について

(1) 発掘作業支援員は「神奈川県内発掘調査組織一覧（令和3年度版）」に発掘担当者と

して掲載されている者とする。

- (2) 発掘作業支援員は、現場に常駐して全体の作業を把握し、甲の指示に従って安全管理、衛生管理、危険防止、災害防止、人力掘削・機械掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を円滑かつ適切に遂行できるものとする。
- (3) 発掘作業支援員は、乙の社員とし、直接雇用であることを証明する書類を甲に提出する。
- (4) 乙は発掘作業支援員を定め、甲に通知するものとする。

### 3 発掘調査関係の基本事項

#### (1) 業務数量日報の提出

ア 乙は、日々の業務数量実績を日報により甲に報告するものとする。

イ 甲乙は定期的に工程管理のための協議をするものとする。

#### (2) 衛生管理者又は安全衛生推進者の届出

乙は、労働安全衛生法第12条又は第12条の2に規定する衛生管理者又は安全衛生推進者を定め、甲に届け出なければならない。

#### (3) 衛生管理者又は安全衛生推進者の交代

乙は、衛生管理者又は安全衛生推進者を変更するときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

#### (4) 調査作業員および調査補助員

ア 調査作業員および調査補助員の員数については、業務が円滑に実施できるよう発掘調査作業工程表に基づいて、あらかじめ甲乙が協議して定めるものとする。また、業務施工中、甲又は乙の都合により、員数の増減が生じた場合には、速やかに協議するものとする。

イ 乙は、調査作業員および調査補助員名簿を作成し、甲へ提出するものとする。

#### (5) 調査事務所の仕様

ア 乙は、調査事務所に使用するためユニットハウス(180×360)を2棟設置する。

イ 調査事務所の基本仕様は、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の積算基準(以下、「積算基準」という)の標準仕様に基づくものとするが、水道、ガス、電話、機械警備、倉庫等は除くものとする。

ウ 電気は隣接道路にある電柱から仮設で引き込みを行う。

エ 現地調査が冬期にかかるため、乙は調査事務所にエアコンを設置する。

### 4 発掘作業関係の現場作業

#### (1) 作業指示の遵守

ア 覆土の掘削作業中に出土した遺物の取り扱いと収納管理は、甲の指示のもと行う。

イ 乙は、出土した遺物について、取り上げの終わったものは甲の指定した場所に運び入れることとする。

(2) 調査作業員の交代

現場作業は、ある程度経験を要する作業であるため、乙は、その雇用する調査作業員を交代する必要がある場合は、極力少人数の交代にとどめるよう努めるものとする。

(3) 作業日時

ア 作業時間 作業時間は、原則として9時00分から16時30分とする。

イ 時間外の発掘作業

時間外の現場作業は、原則として行わないものとする。ただし、やむを得ず作業を実施する場合は、甲の指示を遵守して実施するものとする。

ウ 夜間、土曜日、日曜日、祝祭日等の発掘作業

夜間の現場作業は、原則として行わないものとする。また、土曜日、日曜日、祝祭日は、原則として休日とする。ただし、やむを得ず現場作業を実施する場合は、甲と協議し、その承諾を得るものとする。

エ 雨天時等の現場作業

雨天時等、天候の都合により現場作業を休業する場合は、事前に乙で検討し、甲の承諾のうえ、調査作業員等に連絡するものとする。

(4) 発掘作業(別図参照)

ア あらかじめ表土を取り除いた調査区を、作業員の手作業により掘削し、遺構確認作業を行う。排土は調査区脇へ仮置きする。

イ 遺構を検出したことによる調査区拡張部のうち、無遺物層については重機による掘削を行う。

ウ 遺構平面図、土層断面図、記録写真撮影等の終了後、遺構面を保護シート等で養生をする。

(5) 掘削作業等

ア 乙は、遺跡の発掘調査という特殊性・重要性等を十分に理解し、調査作業員に周知徹底を図るとともに、掘削に際しては万全の注意を払って行うものとする。

イ 乙は、人力あるいは重機等によって排土の運搬等を行う場合、未調査部分および他の遺構を傷つけることがないように十分配慮して事業を実施するものとする。

ウ 乙は、遺構の検出及び掘削にあたっては、適切な道具(スコップ、移植コテ等)で慎重に行うものとする。また、遺物が出土した場合の取り扱いは、甲の指示によるものとする。

(6) 記録作業

ア 乙は、発掘作業実施地点の周辺で世界測地系座標による測量基準点(3~4級:座標値は市教委から提供)を確保し、甲の指示の下、調査区付近の適切な場所に測量原点(発掘調査期間中恒常的に使用可能)を設置する。

イ 乙は、記録作業の精度と作業効率を高めるため、原則としてトータルステーションによる測量システムを使用する、

ウ 測量原点を基に調査区周囲に数か所の実測基準点(BM)を設置する。

エ 乙は、発掘作業によって検出された遺構について、トータルステーションにより遺構平面図・立面図等を記録する。

オ 乙は、実測作業終了時点で、随時甲の点検を受けることし、誤りや不明箇所は、甲の指示に従い乙の責任において速やかに修正すること。

カ 乙は、遺構実測を行うにあたっては、遺構の損傷や事故等のないよう、十分な配慮をすること。

キ 乙は、甲が実施する記録撮影にあたっては清掃等の作業を行うものとする。

ク 記録図面類は、調査担当者の指導の下、原則として「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」の別表2「1.記録図面類の整理」によって適切に管理する。

#### (7) 発掘作業用具の管理

乙は発掘作業用具を適切に管理すること。また用具を清潔に保つため、汚れた用具については洗浄すること。

#### (8) 遺構の保護・清掃

ア 遺構、遺物等で必要と認められる場合や甲が特に指示した場合、乙はそれらの遺構、遺物等が損なわれないよう、土のう・シート等を掛けるなどして、その保護に努めるものとする。

イ 乙は、溜水等のある場合は、排水を完全に行った後に、掘削作業を実施するものとする。

#### (9) 遺跡周辺への配慮

乙は、業務施工に際し、近接する水路、路肩、電柱等の物件に対し損傷を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。

### 5 必要機器等

ア 乙は、支援業務で用いる現地調査用具、測量機材(トータルステーション一式、レベル一式)を用意する。

イ その他、現地調査において必要な消耗品を購入する。

### 6 安全衛生管理

#### (1) 発掘作業の安全確保

乙は、常に発掘調査の安全に留意して現場管理を行い、事故、災害等の防止を図らなくてはならない。万一、事故、災害等が発生した場合、乙は速やかに必要な処置を講じるとともに、甲に報告しなければならない。

( 2 ) 事故防止

ア 乙は、業務を施工するにあたり労働安全衛生法等の諸法令及び諸規則を遵守し、安全確保に努めなくてはならない。

イ 乙は、バックホウ等の重機を操作する場合は、作業前の点検を励行し、安全運行に努めなければならない。

ウ 排土を場内に仮置きする際は、風雨により粉塵飛散のないように、ブルーシートで覆う等の必要な対策を行う。

( 3 ) 調査区等の安全整備

ア 現地調査に従事する作業員等は、安全のため調査区内で業務に従事する際、必ずヘルメットを装着する。

イ 乙は、調査区等において安全対策が必要な場合は、甲と協議の上、必要な処置を講じなくてはならない。

ウ 乙は、工事用車両等による騒音、塵芥の悪影響を極力少なくするように努め第三者からの苦情があった場合は、甲と協議の上、適切な処置を講じなければならない。

( 4 ) 保安対策

乙は、交通安全、災害、公害防止及び防犯等について、必要により、所轄警察署、消防署、道路管理者、労働基準監督署等の関係各機関、地元関係者並びに甲と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

第 5 条 当支援業務における成果品は、下記の通りとし、業務の完了にあたり必要な書類を提出するものとする。

品 名	数量	備 考
1 総括表	1 式	業務完了届に添付して提出
2 業務数量日報	1 式	業務完了届に添付して提出
3 業務管理写真	1 式	業務完了届に添付して提出
4 発掘作業支援員及び作業員出勤簿	1 式	業務完了届に添付して提出
5 測量成果品（調査区配置図、遺構図面等のデジタルトレースデータ（アドビイラストレーター等で編集可能なデータ。レイヤー構造は別途指示する）	1 式	業務完了届に添付して提出
6 その他、甲の指示によるもの		業務完了届に添付して提出

#### 第4章 その他

第6条 この仕様書に規定のないことについては、原則として「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵発掘調査基準」に基づいて実施するものとし、調査基準によりがたい場合は、市教委と協議の上実施する。





長浜ノ上遺跡の発掘調査地区 (縮尺 1/500)